

第四十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元茂原市民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の額 一万七千三百十八円

(四) 債権発生日 令和四年六月八日

(五) 債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十

九条

二 放棄する理由

債務者が令和六年十二月二十六日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。